

【自立支援（精神通院）手続きと、必要書類一覧】

※申請書にマイナンバーを記入しますので、カードを取得している場合はお持ちください
（ない場合は、省略可）

※郵送申請を希望する場合は、お申し出ください。申請書、同意書等を送付いたします。

手続き		来所時に必要な書類	窓口で記入する書類	
新規		診断書（手帳用・医療用どちらか） 健康保険の資格確認ができるもの	申請書／同意書	
再認定1年目 ・受給者証に『2年目』記載 ・『医療用1年目』記載で期限切れ		診断書（手帳用・医療用どちらか） 受給者証／健康保険の資格確認ができるもの	申請書／同意書	
再認定2年目 ・受給者証に『1年目』記載 かつ有効期限内		受給者証／健康保険の資格確認ができるもの	申請書／同意書	
手帳で新規 ・『手帳用1年目』記載の受給者証の更新忘れ ・入院中に手帳だけ取得し、後から自立支援など		精神保健福祉手帳／健康保険の資格確認ができるもの 受給者証（持っている場合のみ）	申請書／同意書	
再交付	紛失・破損	身分証明書（健康保険の資格確認ができるものや運転免許証など）	再交付申請書	
返還	死亡 申出による返還	受給者証	返還届	
変更	氏名	受給者証	申請書	
	保険	受給者証／変更後の健康保険の資格確認ができるもの	申請書／同意書	
	所得区分	受給者証／健康保険の資格確認ができるもの	申請書／同意書	
	医療機関 （追加含む）	医療機関の名称等のわかるもの 受給者証	申請書	
	住所	市内転居・ 県内他市（千葉市以外）からの転入	受給者証／健康保険の資格確認ができるもの ※マイナンバーで課税照会ができない場合のみ、課税証明書等が必要 ※現在の受給者証の住所を書き換えて、有効期限まで使用。再認定を同時に行う場合は、再認定の必要書類も確認。	申請書／同意書
		県外・千葉市からの転入	他県（千葉市）の受給者証／健康保険の資格確認ができるもの ※マイナンバーで課税照会ができない場合のみ、課税証明書等が必要 ※千葉県で受給者証を作り直す。県外受給者証の有効期限を引き継ぐ。再認定を同時に行う場合は、再認定の必要書類も確認。	申請書／同意書
		転出	転出先へ確認 ※受給者証の申請中の場合のみ、送付先の変更の申し出が必要	特になし